

平成28年熊本地震に起因する民事に関する紛争について 調停の申立てをする場合に

民事調停の申立手数料の納付が免除されます

地震当日（平成28年4月14日）に、熊本県に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、平成31年3月31日までに平成28年熊本地震に起因する民事に関する紛争について調停の申立てをする際には、民事調停の申立手数料を納付することは要しません。

1 対象となる紛争

- 平成28年熊本地震に起因する民事に関する紛争が対象となります。
（※地震に起因するかどうかは、裁判所において判断されます。）

（紛争の例）

- ◇地震により生計・経営状態が悪化したことを理由とする債務整理に関する紛争
- ◇地震により不明確となった土地所有権の範囲を巡る紛争
- ◇地震により終了した賃貸借契約の敷金返還等に関する紛争
- ◇地震による事業の閉鎖、経営悪化などを理由とする、解雇、雇止めに関する紛争

2 対象となる期間

- 平成28年4月14日から平成31年3月31日までに、裁判所に民事調停の申立てをした方が対象となります。

※平成28年熊本地震に起因する民事に関する紛争について、既に、裁判所に民事調停の申立てをし、かつ、申立手数料を納付している方については、所定の手続により、裁判所において、申立手数料の還付を受けることができます。



民事調停について詳しく
お知りになりたい方は

民事調停

検索

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

平成28年6月 裁判所